

J H F 理事会議事録

日 時： 2020年5月21日(木) 13:00～16:00

場 所： J H F 事務局会議室（北区中里1-1-1-301）

1. 議長・議事録作成人指名

議長： 芦川雄一郎 議事録署名人：出席理事監事全員

2. 定足数確認

出席者：出席【理事】 芦川雄一郎 内田孝也
スカイプ) 市川 孝 大沢 豊 小林秀彰
殿塚裕紀 安田英二郎

【監事】 岩村浩秀

欠席【監事】 大森健一

(出席理事7名 今理事会は定足数を満たし成立した)

3. 理事・監事の一言

岩村監事：本日の理事会開催について、ぎりぎりまで文書理事会になるかも含め不明確だった。事前にきちんと事務局が確認をしてください。総会についての議案が決まってからですが、オンライン会議なので事業報告等の細かい確認はこの場ではなく別途議論はお願いしたい。今回は正規の理事会でよいのですね？

桜井事務局長：すみませんでした。はい。正規理事会でよろしく申し上げます。

4. 審議事項

審議事項4-1 2020年総会について

市川理事：法律上は6月に総会開催、6月中に内閣府へ事業報告、決算書類の提出となります。その延期が可能か、主務官庁の内閣府に問い合わせました。4月時点では明確な回答はなく、昨日改めて確認しました。内閣府からのお知らせにあるようなウェブ総会や議決権行使等での開催が無理であれば、その団体の判断で延期は可能。書類提出後、止むを得ない事情である旨の説明が認められれば、延期が止むを得ないと判断です。

議長（芦川理事）：内閣府での判断ではなく、こちらで決めるということですがご意見お願いします。

殿塚理事、小林副会長、大沢理事： 延期でよいと思う。

内田会長：4月、5月と何も状況が変わっていない中で、連休明けまでにどうしたらよいか悩んで考えてきた文書によるみなし決議や人数を絞った議決権行使書開催の提案に対して、総会を延期してよいと皆さんが考えることがよく理解出来ません。総会を延期する止むを得ない理由とは電車が止まっているとか、飛行機が止まっている、道路が止まっている、海外からの帰国者が2週間隔離される等で、総会を成立するためにそういう止むを得ない事情はありません。法令を

守ったうえで別に臨時総会をすれば良いのに延期するのであれば誰かが責任を取ればよいと思います。

岩村監事：状況は変わっています。前回の段階では緊急事態宣言が出ていたのは5月6日迄でしたが5月一杯に延期になった。緊急事態宣言が外れたから今まで通りにやってもよいとはなりません。内閣府公益認定等委員会から文章が出ているので問題ないと思います。

議長（芦川理事）：他の公益法人の動向を見ても延期している団体は多く見受けられます。

岩村監事：6月になったから50人規模の会議をやってよいのか、物理的に総会が出来るかは無理なので状況は変わっています。

内田会長：私からの人を集めないで議題を限定してやる提案は間違えているということですね。

岩村監事：今迄は延期が出来るかどうかハッキリしていなかったけど延期が出来ることになった。

内田会長：監事が延長出来るように変わったと言っていますが、市川理事の問い合わせ報告の文書には延期してよいと書いてありますか？

市川理事：延期するには、オンライン会議のシステムができない、議決権行使の書類を全ては集められない等の説明をして内閣府が認めれば、延期が認められるということです。

内田会長：こうすれば出来るという案を半月前に提案しました。出来るのにやらなかった正当な理由を説明してくればよいと思いますが、別の形でも出来ないという説明が出来ますか？それが不安です。延期を批判している訳ではありません。多数決で延期を決めるのであれば私は責任から離れます。出来ない説明が出来ますか？市川理事は出来ますか？

市川理事：私は議決権行使の書類を集めて少人数で開催すればよいという案で、総会が出来ると思っています。

岩村監事：参加する人間を絞って無理すれば出来るという話と、無理しないから出来ないという話は違います。理屈で決まっているのではなく実態で決まります。役所も最後は実態がどうか、他にも延期している所はたくさんあります。

小林副会長：JHF総会は正会員、会員のために開催するので丁寧にしたい。公益法人は内閣府の承認ですが、上を見るのではなく会員のことを考えるのが義務だと考えます。重要な案件もあるので総会で議論をしたいので延期したい。

安田副会長：開催は無理なので延期です。ウェブ会議はシステムもなく、正会員が出来ないと難しいので我々が決めて出来るものではないです。委任状、議決権行使は現在も少ない。50人規模の総会にはなるので、今の都道府県の政策と矛盾します。総会出席は正会員の権利ですから限定は出来ませんし、参加者をこちらで絞れません。

内田会長：それは1カ月、2カ月前に言って欲しい。4月からのメール提案になぜ黙ったまま答えなかったのですか？

安田副会長：やれるかどうか準備はしていましたが、現在の状況では難しいので仕方ないですね？

内田会長：理事はみんななぜメールで以前に言わないのですか？市川理事が内閣府の問い合わせを4月にしてくれました。それが無駄だということですね？

安田副会長：無駄とは言っていない。今回も確認をしてくれ、やれるだけのことはやっている所以十分ということで、大きな意味はあります。

議長（芦川理事）：市川理事が4月に確認してくれ、今日も確認してくれました。現時点では緊急事態宣言がまだ解除されていません。各団体に判断を任せるということで、理由が明確であれば延期は認めなくてはならないというスタンスですね。他にご意見ありますか？

内田会長：延期したことの正当な理由の説明は私では出来ない、どなたかにお願い出来ますか？

安田副会長：私が作成します。

議長（芦川理事）：2020年総会について、6月開催予定を延期することで決議を取ります。

採決の結果、【賛成4 反対0 棄権2】で可決された。

賛成： 大沢、小林、殿塚、安田

棄権： 市川、内田

議長（芦川理事）：2020年総会は開催日を延期します。具体的な日程等はどうしますか？

会場を予約しないといけないので目安だけでも検討しますか？

小林副会長：期日は未定でよいと思います。

安田副会長：今の決議はとりあえず6月の総会は延期、延期して早くやるにしても3カ月とか半年、年度内の見通しになると思います。期日が決められないのは仕方ないです。

内田会長：内閣府に対して2019年度の決算報告で正味財産増減計算書を総会で承認を得て内閣府に提出しないといけないのですが、提出が遅れる正当な理由があることを説明するという理事がいますが、今言われた1年後に出すのでも正当な理由になるのですか？内閣府からの文書ではそれが解消された時点から合理的な範囲内に出すようにありますが。

小林副会長：合理的な範囲は社会情勢で変わりますのでここで読み取ることは出来ません。秋から冬に第2波が来る可能性もある。今それを言われても予測は不能です。

内田会長：それであれば何も決められません。今日の時点で東京の感染者は10人以下の事実がありますが、4月の半ばの状況で6月総会をどうするかを判断して方針を理事会に問わなければいけなかったのは私です。今の時点で皆さんは先が見えないから何も言わなくてよいという、それが理事会の態度ですか？法律を守る、公益法人としてやらなければいけないことをどうするか、を考えるのが責任だと思っています。総会を延期することで、総会を延期する正当性を私以外の人が説明出来るということで決議を取りました。それだけで終わるのだったら総合的な責任ではありません。今は先のことは分からない、正会員には何も言わない、それでいいと思っているのだったら皆さんで多数決してください。

小林副会長：何も言わないとは言っていません。

議長（芦川理事）：延期するという事は決議しましたし、正会員に報告します。全くその後の予定を決めないのは無責任とは思いますが、会場の都合もありますので、大まかな開催予定を決めることでよいでしょうか？

安田副会長：基本的にはこの先の状況によりますので、明確には出来ませんが、我々の中でのいつ頃迄を目指すという目標でしょうか。

岩村監事：新型コロナウイルスに関連しての延期ですので、緊急事態宣言が全国的解除されて1カ月、2カ月くらいで準備をして開催しますということではいかがですか？ 現在読める範囲で決めるべきです。

議長（芦川理事）：とりあえず準備は全員参加を目処として会場の空いている状況は事務局が確認しますが、他にご意見ありますか？

小林副会長：目標を立てるとしたら9月開催を目指す、都道府県連盟にも協力してもらいウェブ会議が出来る環境作りも行い、多くの人の意見が聞ける環境を作り総会に臨める準備が必要だと思います。

殿塚理事：ネット会議が可能な環境を整えることは賛成です。もう1点、内閣府が言う合理的な開催がいつ出来るのかは分からないのが現状です。それを踏まえて他団体や社会情勢を見ながら、今なら開催してもよいという見通しが付く迄は一同に開催するのは難しいと考えます。9月開催を目指す方向性でよいですが、社会情勢によって全員が集まれるかの判断が出て来るので、1カ月前に見極めて広報する。他団体も同様と思いますので参考に考えるのが妥当だと思います。

議長（芦川理事）：総会会場の北とびあに確認したところ、夏は難しく9月に終日取れる日が2、3、23、28日。9月目標として状況に合わせて検討していくことでよろしいですか？

大沢理事：9月の後半は大会予定があるので前半がよい。

議長（芦川理事）：会場は9月2日（水）を仮予約しておきます。

安田副会長：9月2日としても大きく状況は変わらない可能性があるので、委任状や議決権行使を利用してもらいたいですね。

議長（芦川理事）：議決権行使、委任状を有効的に使ってもらうことにはなりますが、ネット環境だと準備がかかりそうですね。

内田会長：補足ですが、内閣府が言っているように、総会会場でリモート参加している正会員があたかもそこに出席しているように参加出来ることを満たさないといけない、プロジェクターやタブレットで映すか、リモート参加正会員側はともかく総会会場はそこに来ている人から見て正会員47人出席の席があるように、会場の設備の準備が必要なのでハードルが高い。

小林副会長：その辺はかなりの工夫で簡素化出来るし、そういう例を持っている企業もありますので、何とか出来ると思います。

市川理事：財政が厳しい時にお金をかけてそれを揃える、またはレンタルでお金をかけて行う必要性があるか。

議長（芦川理事）：全国から実際に人が集まる方がお金はかかるとは思います。では、9月2日予定での延期を正会員に案内します。

市川理事：同様の問い合わせをした公益財団法人公益法人協会相談部からは、「延期の場合は、内閣府の担当官に連絡した方がよい」と言われていますので、理事会で総会延期を決めた旨連絡をしたいと思います。

内田会長：連絡しないで心証が悪くならないように、と言われるのは逆に延期の話をする連絡窓口の市川さんの不利益にはならないのですね。

市川理事：私の都合ではなく、JHFに対する心証が悪くならないための配慮です。

議長（芦川理事）：では、市川理事から連絡をお願いします。

審議事項4-2 2019年度事業報告について

2019年度事業報告案について、概要、収支の現状について審議、確認、修正をしたが、時間の都合で決算の確認を先に行う。

審議事項4-3 2019年度決算について

内田会長：経理系の素案では、3月の予算立案時の決算予測の数値より、単年度赤字が90万円

ほど悪化するものでした。そこから監査意見が入り、次期繰越金が決算予測より増加しています。岩村監事：正味財産増減計算書を見てください。二期比較で経常損益はJHF活動の中で入って来た収益と費用を対応します。当年度はマイナス700万円。前年度はマイナス280万円。増減で400万円の赤字が実態です。当期経常増減額の当期一般正味財産増減額が9千円です。その理由は経常外利益の410万円です。内容は都道府県連盟への地域振興費の未払金を5年分だけ残して2014年以前のは償却しました。また未払金の実態として動いていないものは戻したのでこの金額になります。実態としては700万円の赤字です。

議長（芦川理事）：決算について承認の決議をします。

採決の結果、【賛成6 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 市川、内田、大沢、小林、殿塚、安田

議長（芦川理事）：総会で事業報告と共に正会員へ報告（貸借対照表及び損益計算書については総会にて決議）し、内閣府へ提出します。引き続き4-2号議案で何かご意見ございますか？

安田副会長：報告書の委員会活動等の日付や人数等の細かな確認は事務局に任せてよい。

議長（芦川理事）：では、4-2号議案の修正後の事業報告について決議します。

採決の結果、【賛成6 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 市川、内田、大沢、小林、殿塚、安田

事業報告は総会にて正会員へ報告し、内閣府へ提出します。

審議事項4-4 2020年通常総会議事・議題について

安田副会長：延期も決まり、総会前の次の理事会でよい。

議長（芦川理事）：総会議事・議題は、9月2日予定の総会前の理事会で議決します。次の理事会は7月21日に予定します。

5. 協議事項

協議5-1 会費値上げ案について

小林副会長：赤字に対する対策は会費値上げと経費節約の両方必要です。試算しました。委員会経費はあまり削りたくない。安全対策、教育は必要なので固定経費削減の試算をして、どれだけ支出で抑えられか課題になります。

安田副会長：経費5%削減は毎年5%削減ということですか？

小林副会長：参考資料はどこで下げ止まりを節減するか。

安田副会長：あまり先の話まででなく1~2年の話でよいと思います。

小林副会長：お金のある内にシステムの改善、緊急事態にクラウドで仕事出来る環境作りは2

020年に行う必要がある。総会のIT化も含め特別委員会としてITに詳しい専門家の人達の特別委員会を作って取り組みたい。事務局の節約も出来る。

内田会長：総会に出している交通費、会場費は予算総額で130万円です。半額に節減出来ても70万。IT化をするためにプロを雇ったら1カ月で100万単位、3カ月かけたら300万円です。現実的なことを考えていただきたい。

小林副会長：出来る出来ないではなく、どういう方法があるかを我々は知っておくことも重要です。

市川理事：事務局はかなり経費削減してやってくれています。IT化でそれ以上の経費削減が出来るのか。

小林副会長：それを素人が考えるのではなくプロに考えてもらう。事務局長もITでまだ削減出来ると言っていました。

議長（芦川理事）：事務局にかなり負担をかけているのは実態です。事務局の負担軽減は考慮してあげてください。

小林副会長：負担が増えるばかりではなく会費徴収や決済方法で省力化も考えないと。

安田副会長：次の総会で予算の現状と見通しを説明して、7千円値上げする案を出すことを目標にしましょうか。

議長（芦川理事）：次回の理事会で、総会に提出することを案としますか？

小林副会長：値上げ案と合わせて経費削減案も必要ということです。

市川理事：削減をして来年値上げ案を総会に出さないと間に合わない状況は分かっていますが、今の経済環境の中で値上げ案を出して正会員から理解を求められるか？「執行部はJHFをそういう状況に追い込んだ」と批判を受けないか？スクールの経営がどこも厳しい状況の中で、新規のフライヤーが増えるのか？会員減少の可能性もある中で、逆に会費値上げを言い出す時期なのか心配です。

小林副会長：会員が5千人体制でも出来る組織作りを目指しながら、そこで会員も増やす。我々の目標は5千人会員でやっていける組織作りと考えています。

安田副会長：今後お金が足りなくなるので、理事会の提案は今の事業規模の維持、節約の努力をする、それで会費値上げを総会で反対されるのであれば事業規模の縮小しかない。ここは理事会の判断として案を出して、後は総会次第と思います。

殿塚理事：市川理事の懸念もご尤もです。どのタイミングで言うかだと今年度中に一応伝えることが必要と思います。その後の反応については安田副会長の言うとおりでと思います。

議長（芦川理事）：ウイルス感染関連もあり、どうなるか分からない状況ですが、その中でも組織を支えないといけないと思っています。皆さんにご理解していただきながら、今後の運営は会員以外からの収入も考えないといけないとも思います。

内田会長：理事のビデオ会議での意見交換会でメールがいやだという意見がありました。必要なことはメールで投げ掛けていますが、今日になって表明されたようなご自分が思ったことはメールで意見を出してください。リアルに集まる会議の次に、メールが公式なコミュニケーションとなりますので、黙ったまま返事しない無反応は良くないです。

小林副会長：事務局と事務局担当理事で経費削減案、IT効率化案も含めて作成をお願いします。

議長（芦川理事）：了解しました。

この議事録が事実と相違ないことを確認し記名押印する。(出席理事)
理事

芦川雄一郎 印

市川 孝 印

内田孝也 印

大沢 豊 印

小林秀彰 印

殿塚裕紀 印

安田英二郎 印

監事

岩村浩秀 印

議事録作成人：桜井加代子